

大分県報

令和八年
三月三十日
号外（二五）

（月曜日）

目次

人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正……………一

○人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

大分県人事委員会委員長 和田久 継

大分県人事委員会規則第十三号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年大分県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表の一般社団法人又は一般財団法人の項中「公益財団法人ハイパーネットワーク社会研

究所」を「公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所

公益財団法人日本ラグビーフットボール協会」に改め、同表の特別の法律によ

り設立された法人の項中「地方税共同機構」を「社会福祉法人恩賜財団済生会支部大分県済

立行政法人地域医療機能推進機構南海医

生会日田病院

療センター」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十日

大分県報号外（人事委規則）